

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第3号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる

司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2号中「刑事部組織犯罪対策局長、刑事部参事官」を「刑事部参事官（統括）、刑事部組織犯罪対策局長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年3月19日から施行する。